

分譲マンション耐震診断 費用の一部を助成します



国立市

■対象建築物

- ・ 国立市内に存する耐火建築物又は準耐火建築物であること。
- ・ 人の居住専有部分の床面積が当該建築物の延べ床面積の2分の1以上である分譲マンションであること。
- ・ 建物の延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ3階以上（地下を除く）であること。
- ・ 昭和56年5月31日以前に建築基準法第6条に基づく確認を受けていること。
- ・ 建築基準法に適合しているもの。
- ・ 耐震診断に必要な設計図書が備わっていること。

■助成対象者

- ・ 助成対象分譲マンションの管理組合。
ただし、当該建築物の耐震診断を受けることについて、区分所有者（半数以上）の合意を得たもの。

■助成金の額

『助成額は耐震診断に要する費用の3分の2を乗じて得た額』

又は

『以下表の限度額の3分の2を乗じて得た額』
のどちらか低い額（端数は千円未満切り捨て）。

対象建築物の延べ面積	限度額
1,000㎡以内	延べ床面積×3,670円/㎡
1,000㎡を超え 2,000㎡以内	延べ床面積×1,570円/㎡
2,000㎡を超える部分	延べ床面積×1,050円/㎡

■耐震診断とは

耐震性能を建築物が有しているかどうかを、下記のア～カに掲げる指針等に基づき、建築士が判断することを言います。

- ア 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）
- イ 日本建築防災協会発行「2001年改訂版・既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説」
- ウ 日本建築防災協会発行「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針・同解説」
- エ 日本建築防災協会発行「改訂版鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説」

■ 手続き

1. 事前相談

建築年度、構造や対象建築物の延べ面積などを設計図書等で確認の上、耐震診断を実施する前にご相談下さい。

2. 交付申請

国立市分譲マンション耐震診断助成金交付申請書（第1号様式）に下記の書類を添付して下さい。

- ・ 新築・増築時の建築確認通知書の写し（※1）
- ・ 区分所有権者の半数以上の合意が得られていることを証する書類（管理組合総会議事録の写し等）
- ・ 耐震診断計画書及び見積書

交付決定時の金額はあくまでも予定額であり、実際に助成する額とは異なる場合があります。

また、交付決定後、交付申請の内容に変更が生じた場合は、変更届を提出して下さい。

（※1）建築確認通知書の交付年月日が確認できるものでも可

3. 耐震診断着手

交付決定通知を受けてから耐震診断に着手して下さい。

耐震診断に着手後速やかに、国立市分譲マンション耐震診断着手届（第11号様式）を市に提出して下さい。

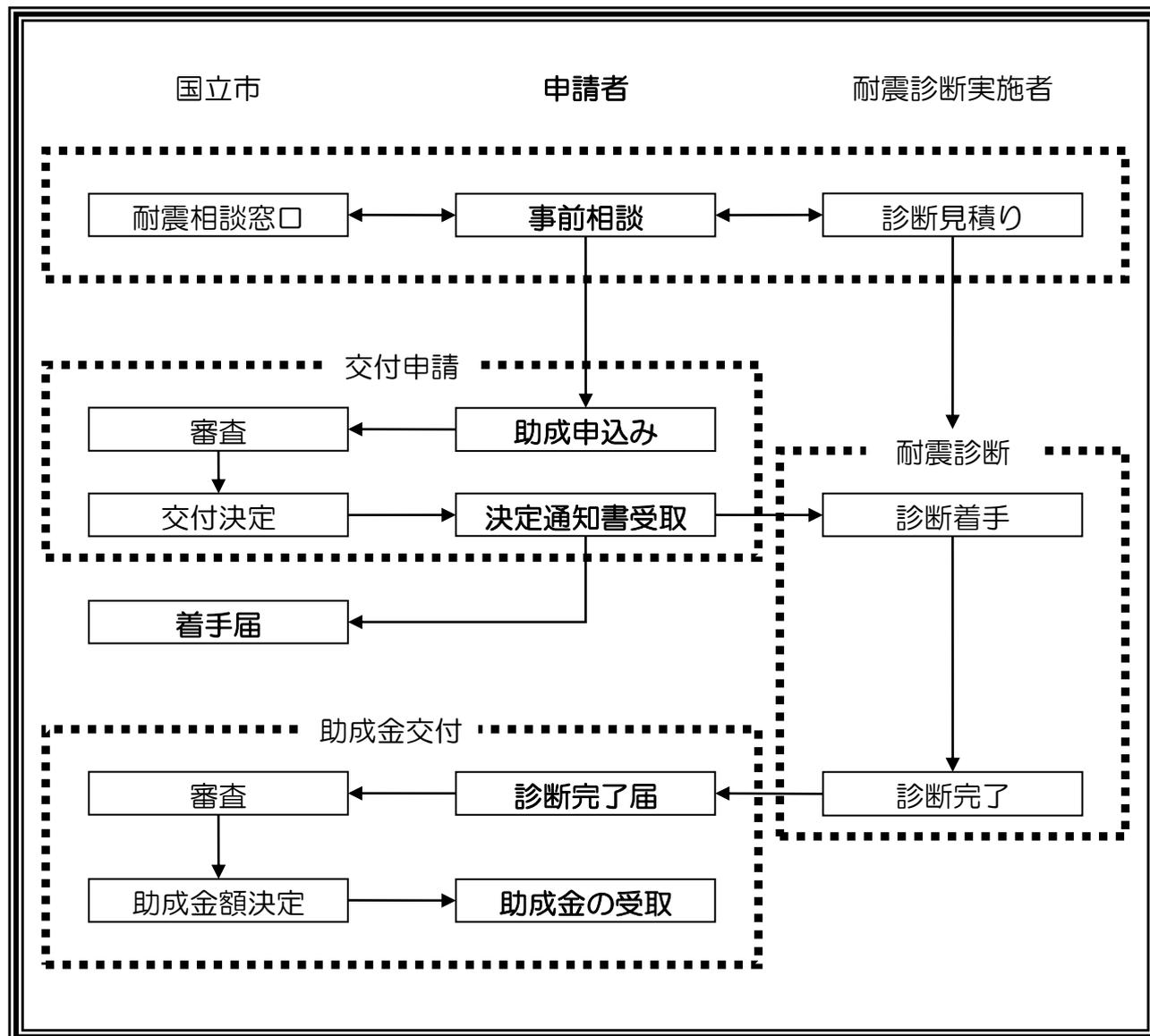
4. 助成金交付

耐震診断を完了したときは、国立市分譲マンション耐震診断助成事業完了報告書（第13号様式）を提出して下さい。助成金額を決定し、通知します。なお、国立市分譲マンション耐震診断助成金請求書（第15号様式）は金額決定通知の受理後に提出をして下さい。

国立市分譲マンション耐震診断助成事業完了報告書に添付する書類

- ・ 耐震診断報告書の写し
- ・ 契約書の写し
- ・ 明細書及び領収書の写し
- ・ その他関係書類

マンションの耐震診断助成の手続き



※ 国立市分譲マンション耐震診断助成金交付要綱（平成19年7月24日 施行）

お問い合わせ・お申込みは市役所に！

**国立市役所 3階
都市計画課 (50番)
TEL (576) 2111・FAX (576) 0264**